

御嵩町地域公共交通網形成計画策定調査業務委託仕様書

1 委託業務名

御嵩町地域公共交通網形成計画策定調査業務

2 委託等の場所

御嵩町全域及び関係路線が運行する周辺市町

3 事業の趣旨

本仕様書は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）策定のための調査業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定める。

4 事業の目的

本町に居住する住民の公共交通を利用した移動手段として、名古屋鉄道（広見線）、一般タクシー、平成25年10月より自主運行バスとして御嵩町がふれあいバス（定時定路線）及びふれあい予約バス（デマンドバス）を運行し、さらに、可児市及び八百津町と共同してYAOバス（定時定路線）といった交通手段があり、地域住民の移動手段を確保、維持してきた。

近年の人口減少に伴う利用者の減少や利用手段の目的が多様化してきていることから、運行形態及び運行ルートをはじめ、名古屋鉄道（広見線）の運行ダイヤを主軸に近隣市町との協議を重ねながら、住民がより一層公共交通を利用しやすい環境とするべく、課題の整理等を実施する必要がある。

また、近年外国人観光客や他地域からの訪町者が増えていることから、観光振興の分野にも着目する必要がある、観光ルートとの調整についても検討、課題整理等を実施する必要がある。

このため、現在の利用状況等を調査し、真に必要とされているバス運行本数やルート、ダイヤ改正やルート変更を実施した場合の各地域における影響の分析について課題の整理等を実施し、その結果を踏まえ、まちづくりと一体となった地域公共交通網形成計画を策定することを目的とする。

今回、本業務を発注するにあたって、プロポーザル方式により提案内容を審査し、受注者を決定するものとする。

5 委託期間

契約締結の日から平成32年3月20日

6 業務の内容

(1) 業務の実施計画と準備

業務実施目的等を踏まえ、業務実施計画や作業内容等を立案する。

(2) 御嵩町の地域特性と公共交通の利用状況の検証

- ① 関係機関及び住民（15歳（高校生）以上）に対してアンケート（約1,700人分）を実施し、そこから得られた結果を活用する他、既存資料・データ、地勢・沿革、人口特性、施設の立地など、地域特性を把握・整理する。
- ② 現行の御嵩町都市計画マスタープランの他、上位計画、関連計画等を整理し、今後必要となる調査内容や連携できる事業を把握・整理する。
- ③ 周辺市町村の交通施策動向を把握・整理する。
- ④ 公共交通の輸送人員、乗降調査、交通ネットワーク、利用状況等を分析（事業者日報データ等を活用）し、公共交通の現状を把握・整理する。ただし、乗降調査において、ふれあいバス2路線にあっては平日1日のサンプル調査とし、調査員がバス車内へ乗車して調査を行い、ふれあい予約バスにあっては、平日5日の調査とし、交通事業者（運転手等）の協力のもと調査を実施する。
- ⑤ ふれあい予約バス（デマンドバス）にあっては別途検証を実施し、利用状況等（予約・利用状況、運行上の問題点を含む）を把握・整理する。

(3) 地域公共交通網形成計画案のとりまとめ

御嵩町の特性と公共交通の現状及び各種調査等の結果を踏まえ、公共交通ネットワーク形成の観点に基づき、御嵩町の公共交通の課題を整理する。また、住民の意向を反映させるとともに、御嵩町の公共交通の課題を踏まえ、計画案を提示する。網形成計画のパブリックコメントの実施に関し、必要な資料の作成及び提出を受けた意見の整理等を行う。計画案には、下記内容についても盛り込むものとする。

- ① 御嵩町が目指す将来像、都市像
- ② 公共交通維持・活性化の基本方針
- ③ 計画の区域と期間
- ④ 公共交通に関する総合的な計画目標（評価指標、目標値及び管理方法）
- ⑤ 目標を達成するために行う事業、実施主体に関する事項及び実施スケジュール
- ⑥ 路線再編案

(4) 地域公共交通会議開催支援

御嵩町地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）を開催するため及び業務内容の履行に向けて必要な協議に関する資料の作成や説明、議事録の作成、その他公共交通会議運営の支援を行う（公共交通会議は4回程度を予定）。

7 打合せ

打合せ協議は、業務着手時、中間時1回、成果品納入時の計3回行うことを原則とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

8 成果品

上記の業務内容を遂行し、次の成果品を提出すること。ただし、ワード、イラストレーター及びPDF データは、提出前に電子媒体のウイルスチェックを行ったうえで一括してCD-ROM 形式での提出とすること。

- (1) 計画書本編 製本印刷 … 3部
- (2) 計画概要版 製本印刷 … 3部
- (3) 業務報告書 製本印刷 … 2部
- (4) (1)から(3)に掲げる書類の電子データ(CDR)(ワード、イラストレーター、PDF) … 1式

9 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、損失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、契約終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、御嵩町個人情報保護条例に順じ、適切な措置を講じること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、住民ヒアリング、公共交通会議等に参加する際には、常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず公共交通会議事務局（御嵩町企画課）と協議し承認を得ること。この場合、議事録を作成し、公共交通会議事務局に提出すること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務の成果物については、一般住民に分かりやすい表現を使うことに留意し、専門的又は特殊な法律、技術用語については、用語解説又は注釈を付記すること。また、本業務の成果物の一部または全部をホームページに掲載することを念頭に置いて、成果物を作成すること。

(6) 著作権等

本業務に遂行により生じた著作権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を含む）、本業務の成果品における一切の権利は、公共交通会議に帰属すること。